



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の皆様へ、給付金・融資・助成金等の支援策をお知らせします。(令和2年5月8日現在)

## ステキさかき共済加入者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている企業・従業員の皆様にご活用していただくため、「新型コロナウイルス特別見舞金」を、加入1口につき1万円を総会議決後、6月中に支給いたします。

## 持 続 化 給 付 金

### 対 象 者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者

### 給 付 額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ◆算定方法◆

前年総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

※10万未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

### 申請に必要な書類

- ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書【税務署の受領印が必要】・決算書(個人) 法人事業概況説明書(法人)
- ②売上減少となった月の売上台帳等の写し
- ③通帳の写し
- ④(個人事業者のみ)運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードなどの身分証明書の写しのいずれか1つ

### 申請方法

インターネットでの申請のみとなります。

- ① 持続化給付金ホームページ (<https://jizokuka-kyufu.jp>) へアクセス
- ② 【仮登録】(メールアドレスなどを入力) → 【本登録】へ
- ③ ID・パスワードを入力し【マイページ】作成
- ④ 基本情報・売上額・口座情報等を入力
- ⑤ 必要書類を添付(スマホで撮影してもOK)
- ⑥ 申請

(申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。)



スマホからも  
申請可能!

#### ① 持続化給付金ホームページ

#### ② 仮登録情報入力画面

#### ③ ログインID・パスワード入力

必要事項を入力し申請へ

# 融資のご案内

	【坂城町】新型コロナウイルス対策 経営安定特別資金	【長野県】新型コロナウイルス対策 経営健全化支援資金	【国】 新型コロナウイルス 感染症特別貸付(国民生活事業)
対象者	セーフティネット保証4号(売上前年 同月比20%以上減少)、5号(売上前年 同月比5%以上減少)、又は危機関連保証 (売上前年同月比15%以上減少)の認定 を受けた方	危機関連保証(売上前年同月比15%以上 減少)の認定を受けた方、又は最近3ヶ 月のうちいずれか1ヶ月の売上高又は収 益性が、前年同月に比べ15%以上減少し ている方	最近1ヶ月の売上が前年又は前々年 比5%以上減少している方等
限度額	【運転資金】500万円	【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円	【設備資金】 6,000万円 【運転資金】
利率	年0.8%	年0.8%	3,000万円 当初3年間:基準(災害)-0.9% 以下 3年経過後:基準(災害) 3,000万円 基準(災害) 超 (注1)
期間	【運転資金】7年以内 (据置期間2年以内) 借換不可	【設備資金】10年以内 【運転資金】7年以内 (据置期間2年以内) 借換不可	【設備資金】20年以内(据置5年以内) 【運転資金】15年以内(据置5年以内) 公庫貸付内では借換可能
利子補給	貸付後5年以内で全額利子補給		条件により、当初3年間は3,000万円以下の部分 に対して利子補給制度実施予定
保証料補給	保証料全額補給	危機関連保証・セーフティネット保証を 利用の場合は、保証料全額補助	
申込み窓口	町内金融機関	町内金融機関	日本政策金融公庫 長野支店 〒380-0816 長野市三輪町田1291 TEL:026-233-2141

(注1) 令和2年5月1日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)  
【3,000万円以下の部分】当初3年間:0.46%、3年後:1.36%

※【長野県】新型コロナウイルス感染症対応資金(3年間の実質無利子・無担保・据置最大5年)が新設されました。詳しくは県ホームページ等をご覧ください。

## 雇用調整助成金

令和2年5月8日現在

新型コロナウイルス感染症の理由等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

対象事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業を対象とします。
対象者	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。
助成率	中小企業 4/5、大企業 2/3[解雇を行わない場合は、中小企業 9/10(要件により 10/10)、大企業 3/4] 1人1日当たり上限 8,330円
支給限度日数	1年100日、3年150日に加えて4月1日から6月30日までの緊急対応期間
届出	6月30日までは事後提出可能
備考	詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。
窓口	ハローワーク篠ノ井 電話:026-293-8609